

介護相談員派遣事業について

～介護相談員派遣事業とは～

長岡市に登録された介護相談員が、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、サービス提供事業所や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目指すものです。

平成13年度から実施しており、令和3年度から介護保険サービス提供以外の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も介護相談員派遣先の対象施設としています。

～令和6年度の活動について～

1か所の施設(事業所等)について月2回程度の頻回訪問を数か月～半年、または通年で行います。

令和6年度はおよそ50か所の施設(事業所等)を訪問先として選定して活動します。

～介護相談員だより～

令和5年度の訪問状況をまとめましたので、別紙介護相談員だよりを御覧ください。

(掲載例) 初回訪問時、「夜間のおむつ交換は、コールで排泄を伝えても、決まった時間まで待つようにと言われた。」と言っていた利用者が「現在はコールをするとすぐに交換してくれるようになった。」と話していた。

～サービス提供事業者のメリットは？～

介護相談員派遣等事業は、地域支援事業(任意事業)のメニューのひとつです。居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスでは指定基準(厚生労働省令)において、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることが義務づけられています。

施設など事業者にとって、介護相談員を通して利用者の日常の声を聞くことは、提供するサービスの改善点を探る重要な手がかりになり、サービスの質的な向上につながります。

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278